

国庫補助事業に係る道路事業評価委員会設置要綱

(名 称)

第1 本委員会は、国庫補助事業に係る道路事業評価委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2 本委員会は、国の個別補助事業の新規箇所として要望する事業について、事業評価の妥当性を審議することを目的とする。

(運 営)

第3 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員長を置くものとし、土木分野の委員を委員長に充てる。

3 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の会議)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(該当事業)

第5 以下の事業を該当事業とする。

(1) 令和4年度から新規事業として実施を予定している事業のうち、国の個別補助事業の新規箇所として要望する事業

(2) 令和3年度まで国の交付金により実施していた事業のうち、国の個別補助事業の新規箇所として要望する事業

(委員会の公開)

第6 委員会は、原則公開とし、議事内容の透明性を確保する観点から、委員会終了後、委員会の資料及び議事概要を公表する。

(委員の任期)

第7 委員の任期は、令和4年2月21日から補助事業採択の可否が決定されるまでとする。

(中立性)

第8 委員は、委員会の趣旨に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(事務局)

第9 事務局は、岩手県県土整備部道路建設課に置くものとする。

(その他)

第10 本要綱に定めのない事項等は、委員長が決定するものとする。

附 則 この要綱は、令和4年2月21日から適用する。

(別表)

国庫補助事業に係る道路事業評価委員会 委員

所属	役職	氏名	分野
岩手大学 理工学部	教授	小笠原 敏記	土木
岩手県立大学 総合政策学部	教授	小井田 伸雄	経済
岩手県県土整備部	道路担当技監	幸野 聖一	行政

(順不同)